

令和3年度事後評価実施結果報告書

(法務省3-(6))

施策名	矯正施設 ^{*1} の適正な保安警備及び処遇体制の整備 (政策体系上の位置付け: - 6 - (1))					
施策の概要	矯正施設の適正な管理運営を維持するため、各種警備用機器の整備・開発の推進及びその効果的な活用等を図るとともに研修訓練等を通じて職員の職務執行力の向上を図る。					
達成すべき目標	<p>以下により矯正施設の保安警備体制を充実させることを通じ、受刑者等の改善更生及び円滑な社会復帰並びに再犯防止という目的を達成するための処遇環境の充実を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・矯正施設における非常事態(暴動、逃走、天災事変その他保安上緊急の措置を要する事態)発生時に警備活動及び災害復旧その他の救援活動に従事する刑事施設職員の能力向上を図る。 ・刑事施設^{*2}の総合警備システム^{*3}を更新整備する。 					
施策の予算額・執行額等	区分	元年度	2年度	3年度	4年度	
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	6,526,085	8,504,838	6,404,112	6,590,040
		補正予算(b)	2,087,022	4,558,512	6,884,476	-
		繰越し等(c)	6,283,134	17,121	4,681,298	
		合計(a+b+c)	14,896,241	13,046,229	8,607,290	
執行額(千円)	14,610,082	12,538,552	8,040,741			
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律(平成17年法律第50号) ^{*4} 第1条等 矯正施設警備救援規程(平成14年3月25日法務大臣訓令) ^{*5} 第13条等					

測定指標	令和3年度目標	達成
1 刑事施設職員に対する保安警備に関する訓練の実施状況	各刑事施設において実施している各種訓練(警備用具の使用訓練、防災器具の使用訓練等)、管区機動警備隊集合訓練等を通じて、保安警備に係る職員の職務執行力の向上を図る。	達成
施策の進捗状況(実績)		
各矯正管区に所属する管区機動警備隊員(刑務官)については、各矯正管区が主催する管区機動警備隊集合訓練に参加させた上、同訓練においては、保安事故等が発生した場合に迅速かつ確な対応ができるように、また、現状のコロナ禍に鑑み、感染拡大防止を踏まえた各種訓練を取り入れるとともに、令和2年度に引き続き、特別機動警備隊の隊員を指導者とするなどして、実践的かつ実務的な訓練を行った。		

参考指標	実績値				
	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
1 管区機動警備隊集合訓練の実施回数(回)	8	8	8	8	8
2 上記訓練の参加者数(人)	353	353	354	235	228
3 上記訓練の参加者に対するアンケート(訓練を有意義とする回答)(%)	98.6 (348人)	96.9 (342人)	96.9 (343人)	94.9 (223人)	98.3 (224人)
4 刑事施設における保安事故発生件数(逃走、自殺、火災、傷害等)(件)	16	13	14	16	11
5 災害復旧その他救援活動派遣実績(件)	5	3	4	13	15

測定指標	令和3年度目標値					達成
2 総合警備システムの更新整備施設数	4施設					達成
	基準値	実績値				
	-	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
	-	15	13	53	10	4

評価結果	目標達成度合いの測定結果	<p>(各行政機関共通区分)目標達成</p> <p>-----</p> <p>(判断根拠)測定指標1については、集合訓練に参加した隊員の各設間に対する回答の98.3パーセントが「有意義」との内容であり(別紙1参照)、また、保安事故発生件数も、昨年度から約31パーセント減少しており、過去5年と比較しても最小値となっている。加えて、重警備が必要となる事態や災害の発生など、矯正施設の保安機能が低下するおそれがある事態等の発生時においては、迅速な職員派遣が実施され、適切に対処するなど、刑事施設職員の職務執行力の向上が図られていると見ることができる。他方、測定指標2についても、目標値と同様の施設について更新整備を行うことができたことから、「目標達成」と判断した。</p>
	施策の分析	
	<p>(測定指標の目標達成度の補足)</p> <p>【測定指標1】</p> <p>令和3年度は、令和2年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症拡大の状況等を踏まえ、訓練期間、訓練人員等について、従来の訓練から縮小した上で実施した。</p> <p>上記を踏まえ、札幌から福岡までの全国8管区(全国の刑事施設に勤務する管区機動警備隊員計228人)において、令和3年10月から同年12月までの間、それぞれ2日間程度の日程で、主に、新型コロナウイルス感染症の拡大している状況下での施設内対応及び震災等の非常事態が発生したことを想</p>	

定した訓練を行った。

訓練を実施するに当たっては、平成31年4月に発足した特別機動警備隊の隊員を指導者として招へいし、施設内のゾーニング等刑事施設における新型コロナウイルス感染症防止対策、避難所開設、運営等実践的かつ実務的な訓練を実施するなどしており、令和3年の豪雨災害等においては、速やかな避難所開設、避難住民の受入れ及び対応を適切に行うなど、対外的な側面においても生かされているほか、矯正内部においても、新型コロナウイルス感染症によるクラスター発生施設に対して、多くの人員を応援派遣し、施設の規律及び秩序の維持、適切な施設運営に寄与することができている。

【測定指標2】

総合警備システムについては、各施設における前回更新年次、機器の不具合状況等、総合警備システムの現状を総合的に勘案して更新整備の優先順位を定め、令和3年度においては、予算を考慮して更新整備の目標値を4施設と設定したものであり、目標値どおり4施設の更新設備を完了することができたが、内1施設は少年施設となったため、今後、目標数値の選定施設では刑事施設を対象したものとしたい。

(達成手段の有効性・効率性等)

【測定指標1、2関係】

達成手段 「矯正施設の保安及び処遇体制の整備」において実施している管区機動警備隊集合訓練については、非常事態等場面における対応等のほか、刑事施設での通常の勤務場面においても使用する警備用具等の使用方法を実践的に訓練するなどしている。このため、同訓練終了後、現場施設で勤務する際、同訓練で習得したことを実践の場面で発揮することができるとともに、同訓練に参加できなかった刑事施設職員にも伝達研修などを行い、共有を図っている。また、集合訓練において、統一的な訓練内容を共有することで、有事の際に様々な施設から応援職員が派遣され、即席チームを編成したとしても、円滑に対応することができる。これらのことから、非常事態に迅速かつ適切に対処するため、刑事施設職員の能力の向上を図るという目標に対し有効的かつ効率的に寄与したといえる。また、同達成手段において実施している刑事施設の総合警備システムの更新整備については、監視カメラの性能向上や必要箇所の見直しを行った結果、夜間の視認性が高くなり、戒護区域内における死角面積を減少させるという効果が得られた。これにより、外部侵入者の早期発見、被収容者の不適正行為の早期摘発を行うことが可能となり、保安事故の早期発見及び事態収束に寄与したといえる。

次期目標等への反映の方向性

【施策】

矯正施設の適正な管理運営を維持するため、現在の目標を維持し、引き続き、保安警備体制の向上を図っていく。

【測定指標1、2】

刑事施設は、被収容者の収容を確保するとともに、施設の規律及び秩序を維持して適切な処遇環境を維持しつつ、被収容者の状況に応じた適切な処遇を実施し、法的地位ごとの収容目的を達成することを目的としており、国の治安を支え、平穏な国民生活を確保する最後の砦としての責務を担っている。したがって、仮に保安事故が発生したとしても、速やかに平時の状態に回復することが刑務官に求められている。

一たび、刑事施設において重大な保安事故が発生すれば、国民生活に与える影響も甚大であることから、機械警備による保安警備体制の維持向上に努めるとともに、刑務官の職務執行力の向上を図るための充実した管区機動警備隊集合訓練を継続し、あらゆる危機場面を想定して、物的人的の両面から刑事施設における保安警備体制の構築を図ることは意義があると言える。

する者の知見 の活用	令和4年7月21日 2 実施方法 会議 3 意見等の概要 〔意見及び回答〕 なし
---------------	---

政策評価を行 う過程におい て使用した資 料その他の情 報	管区機動警備隊訓練に対する隊員のアンケートに関する調査結果は、矯正局成人矯正課において保管している。
---	--

備考	【行政事業レビュー点検結果の令和5年度予算概算要求への反映内容】 引き続き、所要の経費の要求を行った。
----	--

担当部局名	矯正局成人矯正課警備対策室	政策評価実施時期	令和4年8月
-------	---------------	----------	--------

*1 「矯正施設」

刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院の総称

*2 「刑事施設」

刑務所、少年刑務所及び拘置所の総称

*3 「総合警備システム」

警備用機器のうち、外堀、工場、廊下、居室、保護室の監視用カメラについて、操作卓モニターにて集中監視を行い、24時間自動録画を行うとともに、同操作卓周辺に、無線基地局を始め、非常通報装置及び侵入防止センサーの警報・表示装置を設置し、異常事態の早期発見及び的確な緊急対応を行うためのシステム

*4 「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）」

第1条 この法律は、刑事収容施設の適正な管理運営を図るとともに、被収容者、被留置者及び海上保安被留置者の人権を尊重しつつ、これらの者の状況に応じた適切な処遇を行うことを目的とする。

*5 「矯正施設警備救援規程（平成14年3月25日法務大臣訓令）」

第13条 管区機動警備隊は（中略）非常事態が発生した矯正施設に派遣された場合には、当該矯正施設の警備応援その他の警備活動及び災害復旧その他の救援活動に従事するものとする。

アンケート集計結果

(令和3年度管区機動警備隊集合訓練)

	札幌	仙台	東京	名古屋	大阪	広島	高松	福岡	合計
訓練参加者数	19	12	39	16	43	31	28	40	228

アンケート項目1「赴援訓練・通信伝達訓練」

	札幌	仙台	東京	名古屋	大阪	広島	高松	福岡	合計
非常に有意義であった。	5	7	14	8	15	16	19	33	117
有意義であった。	13	4	21	7	24	13	9	7	98
どちらともいえない。	1	1	4	1	4	2	0	0	13
あまり有意義でなかった。	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有意義でなかった。	0	0	0	0	0	0	0	0	0

アンケート項目2「避難所開設及び運営訓練」

	札幌	仙台	東京	名古屋	大阪	広島	高松	福岡	合計
非常に有意義であった。	8	11	27	14	29	22	23	33	167
有意義であった。	8	1	11	2	12	9	4	7	54
どちらともいえない。	3	0	1	0	2	0	1	0	7
あまり有意義でなかった。	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有意義でなかった。	0	0	0	0	0	0	0	0	0

アンケート項目3「新型コロナウイルス感染症対策訓練」

	札幌	仙台	東京	名古屋	大阪	広島	高松	福岡	合計
非常に有意義であった。	12	10	29	15	30	23	25	37	181
有意義であった。	4	2	10	1	13	8	3	3	44
どちらともいえない。	3	0	0	0	0	0	0	0	3
あまり有意義でなかった。	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有意義でなかった。	0	0	0	0	0	0	0	0	0

アンケート項目4「救急法・搬送法訓練」※大阪管区及び高松管区は同訓練を実施していないため該当なし

	札幌	仙台	東京	名古屋	大阪	広島	高松	福岡	合計
非常に有意義であった。	9	8	18	12	0	19	0	32	98
有意義であった。	7	4	20	4	0	11	0	7	53
どちらともいえない。	3	0	1	0	0	1	0	1	6
あまり有意義でなかった。	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有意義でなかった。	0	0	0	0	0	0	0	0	0

アンケート項目5「今回の管区機動警備隊集合訓練を振り返ると」

	札幌	仙台	東京	名古屋	大阪	広島	高松	福岡	合計
非常に有意義であった。	10	10	26	14	24	19	22	33	158
有意義であった。	7	2	13	2	17	12	6	7	66
どちらともいえない。	2	0	0	0	2	0	0	0	4
あまり有意義でなかった。	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有意義でなかった。	0	0	0	0	0	0	0	0	0

アンケート項目6「来年度の管区機動警備隊集合訓練に」

	札幌	仙台	東京	名古屋	大阪	広島	高松	福岡	合計
自ら進んで参加したい。	5	7	11	4	12	10	7	19	75
参加を命ぜられれば参加する。	11	5	28	12	28	19	20	21	144
参加を命ぜられても、できれば参加したくない。	3	0	0	0	3	2	1	0	9

本訓練を有意義であったとする比率（アンケート項目5で有意義と返答した比率）

札幌	仙台	東京	名古屋	大阪	広島	高松	福岡	合計
89.47%	100.00%	100.00%	100.00%	95.35%	100.00%	100.00%	100.00%	98.25%

(昨年度94.9%)